

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園冬季節電実行計画

平成29年11月30日

2017年度冬季の電力需給対策について（平成29年10月30日省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定）を踏まえ、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 基本的な考え方

政府は「冬季の省エネルギーの取組について」（平成29年10月30日省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定）に基づき、対策を講じることとしているところであり、独立行政法人等においても所管省庁と同様の取組が求められている。

のぞみの園では、これまで 「のぞみの園における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」（平成20年10月17日規程第115号）の策定や省エネルギー対策委員会を設置するなどして、温室効果ガスの排出抑制や省エネルギー対策に取り組んできたところであるが、今般の状況を踏まえ、可能な限りの節電に向けた取組を実施する。

なお、節電に取り組むにあたっては、利用者の体調・健康管理に十分配慮した上で実施するものとする。

2. 削減目標

のぞみの園は、大口需要家（契約電力500KW以上の事業者）に該当するが、災害救助法に基づく避難所としての指定を受けているため、電気事業法第27条に基づく電気使用制限の適用除外になっているところである。

しかしながら、避難者の生活に影響を及ぼさない範囲内で、出来る限りの電気使用抑制に努める必要があることから、基準電力値に対する削減率を次のとおり定めるとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも取り組むこととする。

基準電力値 900KW（契約電力量）

削減率 ▲ 7.5%

3. 実施期間

本計画の実施期間は、平成29年12月～平成30年3月（平日）9時～21時とする。

4. 具体的取組

具体的な取組は以下の通りとするが、これに限らず各部、個人個人において節電に積極的に取り組むものとする。

(1) 使用電力の抑制

- ・室内温度の19℃の徹底
(利用者の生活及び活動の場、診療部においてはこの限りではない。)
- ・事務室昼休み時の照明の電源OFF
- ・事務室蛍光灯の本数間引き、手元照明の導入
- ・事務所廊下の照明OFF
- ・パソコンの輝度調整、昼休みや不使用時のシャットダウンの徹底
- ・使用頻度の少ない場所及び時間のトイレ温水洗、暖房便座の停止
(利用者に関わる部分を除く)
- ・自動ドアの電源OFF (利用者に関わる部分を除く)
- ・自動販売機の消灯
- ・業務受託業者等への節電協力要請

(2) 使用電力の監視システムの活用

- ・デマンド監視システムにより使用電力を監視し、目標値を超過する可能性が生じた場合には使用電力を一部停止

(3) 使用電力の抑制のための間接的な取組

- ・ウォームビズの励行

(4) 意識啓発等

- ・電力使用状況のパソコン表示
- ・建物別電力使用量のデータ比較表の作成、周知

(5) 業務の見直し等

- ・文化センターで行う会議等の開催時期の変更
- ・残業の削減、無駄な居残りの撲滅
- ・定時退庁日設定による部単位の節電
- ・コピー、印刷は支障のない限り、両面印刷及び両面コピーに努める